

物価高騰対応重点支援給付金ののご案内

給付対象者

住民税均等割のみ課税世帯

基準日（令和5年12月1日）において、大口町に住民登録されており、同一の世帯に属する者全員が、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税者または、均等割のみ課税者及び非課税者（住民税未申告者は除く）で構成される世帯

※令和5年度住民税均等割が課せられている者の扶養親族のみで構成される世帯は、給付対象とはなりません。

※租税条約による住民税の免除を受けた方を含む世帯は、給付対象とはなりません。

※すでに他市区町村で低所得世帯向け給付金（10万円を目安とする給付金）の給付を受けた者を含む世帯は、給付対象とはなりません。

給付金額

1世帯あたり10万円 1世帯1回限り

※給付対象者と基準日において、同一世帯となっている18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる場合、児童1人あたり

5万円の加算給付があります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

返送書類

支給対象者あてに、郵送にて『確認書』を送っています。お手元に届きました『確認書』に記入・確認書類貼付のうえ、長寿ふくし課まで返送してください。

※給付対象者であるにもかかわらず、『確認書』が届かない場合は、長寿ふくし課までお問い合わせください。

返送期限

5月31日（金）当日消印有効

※近所にコピー機がない場合

返送する際に必要な確認書類の写し（コピー）は、役場（戸籍保険課前）およびほほえみプラザ（子ども課横）にコピー機がありますのでご利用ください（有料）。なお、長寿ふくし課窓口では、コピーをおこないません。

※価格高騰重点支援給付金を装った振り込め詐欺「や」個人情報探取にご注意ください。

手続きはお早めに

非課税世帯向け給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）の返送期限は、4月30日（火）（当日消印有効）となっています。

問合せ先

ほほえみプラザ1階
長寿ふくし課 ☎94-0051

お願いします！農地の適正管理

農業委員会では「近隣の農地が荒れていて困る」など、毎年多くの相談や苦情を受けています。

農地が荒れたままの状態になると、病害虫や鳥獣被害の発生原因となり、周辺耕作農地に悪影響を及ぼすだけでなく、ゴミを不法投棄される、枯草火災が発生するなどの心配もあります。

農地等の管理責任は所有される方にありますので、適正管理のために草刈りは、最低年3回（春・夏・秋）おこなうようにしてください。

農業委員会では、町内の2団体と「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、農地等を所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介しています。作業の依頼は、直接農地等を所有される方からいずれかの団体にしてく

ださい。

作業依頼先

▽一般社団法人アクティバル
☎84-2200

▽公益社団法人大口町コミュニティセンター
☎95-8101

問合せ先 農業委員会事務局（まちづくり推進課） ☎95-1614



草が生い茂ってしまうと、耕作できる状態に再生することも難しくなってしまいます。